

令和 7 年度

幼保連携型 認定こども園

入園のしおり I

≪ 1. 重要事項説明書 ≫



幼保連携型 認定こども園

夢の鳥

この「入園のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、内閣府が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づく「重要事項」のご説明と、安全・安心なこども園生活を実現するための基礎的な約束ごとをまとめています。
ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

【目次】

I 重要事項説明書	頁
(1)事業者の名称・代表者	1
(2)施設の名称・代表者、利用定員	1
(3)施設の目的・運営方針	1
(4)施設・設備の概要	2
(5)職員配置の状況	3
(6)保育・教育を提供する日、時間	3
(7)提供する保育・教育の内容	4
(8)利用料金	5
(9)利用の終了に関する事項	6
(10)給食・食育について	6
(11)こども園と保護者との連携について	6
(12)健康管理と緊急時の対応について	7
(13)非常災害対策について	8
(14)防犯、事故防止のための措置	8
(15)賠償責任保険の加入状況	8
(16)虐待防止のための措置	8
(17)個人情報の取り扱いについて	9
(18)苦情相談窓口	9

<IIは別冊となります>

II 安全・安心なこども園生活のために
(1)園生活の基本方針
(2)園生活ときまり
(3)一日の過ごし方・園外保育
(4)年間行事計画
(5)服装と持ち物、布団などについて
(6)子育て支援・安全対策・プライバシー
(7)個人情報
(8)給食・食育について
(9)園内でのけが
(10)健康管理
(11)感染症の登園基準
(12)与薬について
(13)災害対策(受け渡し含)
(14)携帯連絡網
(15)駐輪・駐車に関するこ
(16)保育料等の費用納入(減免・軽減)
(17)資料集

I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条に基づいて、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610 / FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

種別	幼保連携型 認定こども園						
名称	夢の鳥						
所在地	〒561-0853 豊中市服部南町5-6-9						
電話番号・FAX	TEL 06-6862-7611 FAX 06-6862-0193						
施設長氏名	園長 山田 晃郎						
開設年月日	平成17年4月 *豊中市民間移管受託 (施設創設:昭和53年4月) *築46年						
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児		3歳児	4歳児	5歳児
	3号認定			2号認定	28人	28人	29人
	1号認定 (新2号認定)			5人	5人	5人	
<認可定員:165名>		12人	25人	28人	計	33人	33人
		34人					

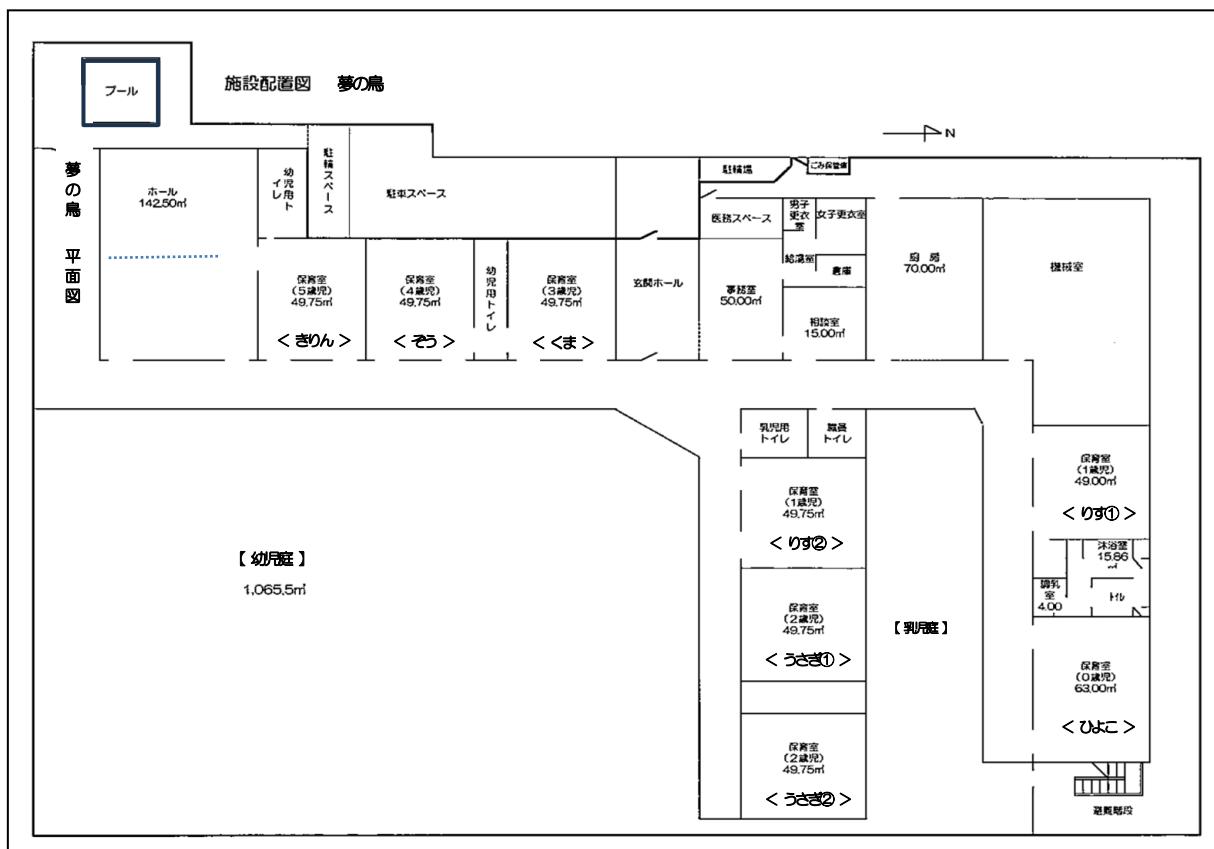
3 施設の目的・運営方針

目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
方針	<p>① 愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ② 様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 ③ 家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 ④ 食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。</p> <p>～もっと もっと 遊んで もっと もっと 考えて 大きく 大きく 夢をふくらまそう～</p>
目標	<p>① 自分らしく生きる子ども ② 感性豊かな子ども ③ 身近な人の気持ちがわかる子ども</p>

4 施設・設備の概要

敷地面積		3,264.79 m ²		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造1階建		
	延床面積	960.00 m ²		
主な施設設備	乳児室	3 室	161.75 m ²	(0歳児または1歳児)
	ほふく室			
	保育室	7 室	391.25 m ²	1歳児～5歳児 (ホール 兼 保育室含)
	(ホール)	(1 室)	(142.5 m ²)	(保育室 2 室兼)
	調理室	1 室	70 m ²	
	調乳室	1 室	4 m ²	
	トイレ	6ヶ所	87 m ²	(乳幼児用、職員/来園者用)
	医務室	1 室	12.5 m ²	(事務所内併設)
	事務室	1 室	37.5 m ²	
	その他		196 m ²	沐浴室、更衣室(職員)、相談室、機械室等
屋外遊戯場		(園庭) 1,065.5 m ² (乳児庭、幼児庭の 2ヶ所)		

※各年齢別クラス呼称：0歳児【ひよこ】・1歳児【りす】・2歳児【うさぎ】
3歳児【くま】・4歳児【ぞう】・5歳児【きりん】



5 職員配置の状況

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1人	—	1人
主幹保育教諭	2人	—	2人
副主幹保育教諭	1人	—	1人
保育教諭	24人	5人	29人
保育士	2人	3人	5人
管理栄養士	2人	—	2人
栄養士	1人	—	1人
調理員	2人	—	2人
看護師	1人	—	1人
事務員	—	1人	1人
用務員	—	1人	1人
合計	36人	10人	46人

6 保育・教育を提供する日、時間

保育時間	平日	土曜日	日曜日・祝日	
1号 新2号 (休業期間) 夏季 8月8日～8月17日 冬季 12月27日～1月6日 春季 3月26日～4月4日 (新2号は、夏季・春期の 休業期間無し)	前預かり保育 07時00分～08時59分	—	休園	
	通常 09時00分～14時00分	*基本的に1号認定は「保育なし」 利用事由により、別途「一時預かり保育」枠で利用可。 (要利用申請)		
	預かり保育 14時01分～17時00分			
	夕延長 17時01分～19時00分	—		
2号・3号 (休業期間) 冬季12月29日 ～1月3日	通常 07時00分～18時00分	*保護者のどちら かが就労休日は 「家庭保育」。 *就労及び利用 事由により、別途 事前利用申請(届) にて利用可能。		
	夕延長 18時01分～19時00分			
	朝延長 07時00分～08時59分			
	通常 09時00分～17時00分			
	夕延長 17時01分～19時00分			

注1) 12月29日から1月3日は休園日。

注2) 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分。

注3) 表中の2号3号の時間区分は、豊中市の保育利用時間枠に準ずる。

注4) 【閉園後や休日等の緊急時連絡先：090-1676-5802】

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する延長保育を提供。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供。

乳児についてはこれに加え午前中に牛乳を1回提供。

(4) 一時預かり保育（別途、申し込みが必要です）

(5) 病児保育事業（体調不良児対応型）

看護師等を1名以上配置し、児童が「体調不良」になった場合において、保健的・緊急的な対応を図り、安心かつ安全な体制を確保する。

(6) その他保育に係る行事等（地域子育て支援事業・世代間交流・支援児保育事業等）

＜毎日の流れの基本＞

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)	3歳児以上(2号)	3歳児以上(1号・新2号)
7:00	開園 順次登園（合同保育・自由遊び）			
9:00		（朝のおやつ・乳児）	9:00 登園開始 (9:30 登園完了)	
10:00	＊ 設定保育			
11:30	各クラス順次、昼食（給食）			
12:30	午睡	0・1・2・3・4歳児：午睡 5歳児：午睡、活動	13:30 降園	
14:50			14:00 降園完了 14:01 預かり保育 (午睡 / おやつ)	
15:00	おやつ			
15:30	自由遊び（降園準備）			
16:00	順次降園		17:00 最終降園	
17:01	＜延長保育＞（合同保育） 短時間 17:01より・標準時間 18:01より			
19:00	閉園			

＜園外保育＞

園庭以外に、近隣にある服部南児童遊園、住吉神社などへ、バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、散歩等を計画。（3・4・5歳児のバス遠足等は、都度事前にお知らせします）

＜年間計画＞

※下記の①～③に関しては、感染症拡大防止対策等のため行事は都度変更となる場合があります。

① 運動会、生活発表会、保育参観などの主行事や季節行事、遠足などを予定。

（保護者の皆様に参加・参観等いただく行事もあります）

② 月別の主な年間行事予定は、別冊Ⅱに記載。

③ また、行事等の詳細は決まり次第、園によりや掲示板でお知らせします。

8 利用料金

- (1) 保育に係る利用者負担額(利用料) … 3号は豊中市が定める利用料(保育料)を 園へ納入。
- (2) 延長保育料(時間外保育料等)…利用された場合は、豊中市が定める利用料(2・3号)を 園へ納入。
- (3) 1号・新2号は、預かり保育料等の利用分を 園へ納入。

延長保育料 時間外保育料 (日額)			7:00～8:59	17:01～18:00	18:01～19:00		
			1時間毎	1時間			
	3号 2号	標準時間認定	—	—	200円/1時間単位 ＊延長料金は市が定める 時間に準じて徴収。		
延長保育料 時間外保育料 (日額)	1号 新2号	教育標準 時間認定	200円/1H単位	200円/1H単位	200円/1時間単位 ＊延長料金は市が定める 時間に準じて徴収。		
			(7:00～8:59)	14:01～17:00	(17:01～19:00)		
			(前預かり保育)	預かり保育	—		
200円/1H単位							
200円/1H単位							
布団リース代 250円/日額、上限 1,100円。							

注) 閉園時間(19:01)を過ぎての利用になった場合、運営管理上、5分超過することに、一律で500円を特別延長利用料金として園へ納入。

(4) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

① 毎月納めて頂ぐもの

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(月)	備考
おむつサブスク		—	—	—	—	—	—	未定	オムツサブスク 検討中
布団リース		○	○	○	○	○	○	1,100	1号は預かり保育利用時で必要
給食費等	1号 新2号	—	—	—	○	○	○	4,800	主食費 1,200円 副食費 3,600円
	2号	—	—	—	○	○	○	6,000	主食費 1,500円 副食費 4,500円

<注意事項> 令和元年10月より「子ども・子育て支援法改定」で保育料無償化(1号・新2号・2号)制度は実施ですが、保育料無償化とは別に保護者負担として給食費・物品等は別途徴収となります。

② 入園・進級時に購入して頂ぐもの (3号・2号・新2号・1号認定、共通)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子		○	○	○	○	○	○	880	
シール帳		—	—	○	○	○	○	600	
連絡帳		R6.10月より『コドモンアプリケーション』を導入。 園と保護者間の連絡は『コドモンアプリ』を介して、連絡となります。				—		必要がある場合 180円	
体操服半袖トレーナー・ショートパンツ				*	*	*	(現在調整中)		*希望者
体操服長袖トレーナー・ロングパンツ				*	*	*	(現在調整中)		

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、実費徴収します。

※物価の変動により、一部価格の上下があります。

③ 支払方法 原則、口座振替と致します。『コドモンアプリケーション』で利用口座登録。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、小学校へ就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき。
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

10 給食・食育について

＜自園給食＞

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。

「おいしそうなおい」を感じ、「食欲」を感じる「自園給食(自園調理)」を主としています。

*月に一度の弁当日を実施。その他、園外バス遠足等で弁当(おにぎり)が必要となります。

＜特別食(アレルギー)対応＞

- ① 食物アレルギーのある場合、誤食事故防止のため「完全除去食」となります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ず年1回(4月)に提出が必要となります。
(解除の場合、医師の診断の元、除去解除申請書に、保護者のサインが必要です)
- ③ 除去食に関しては、可能な限り必要な栄養価を考慮した、代替食を提供いたします。
- ④ 調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合などは、お弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- ⑤ 「ご家庭の嗜好による食材除去」は致しませんので、ご了承ください。
- ⑥ その他の対応が必要な場合は、園にご相談ください。

＜食育活動＞ ※感染症拡散防止対策のため、変更となる場合があります。

- ① 保育の中で「食べることが大好きになる気持ちを育む事」を目指しています。
- ② クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下の協力をお願いいたします。
 - ・エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の3日前にはお持ち下さい。
 - ・子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にしてください。
 - ・下痢や嘔吐の症状があるなど体調がすぐれない場合はお申し出ください。
- ③ 食べ物を持ち帰ることは基本的に衛生管理上できません。

11 こども園と保護者との連携について

- (1) 園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について個人別の連絡帳、個人懇談、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

※上記に関しては、非常災害時、感染症等予防等のため、変更となる場合があります。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する健康診断を実施し、保護者にも報告。その結果を記録として残しています。
- (2) 職員については、年1回の健康診断と、月1回の細菌検査(検便)を実施しています。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の就労先等又は保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、適切な医療機関へ搬送するなど、必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (5) 以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。(嘱託医は年次契約の為、変動あり)

医療機関の名称 (診療科)	Dr.しんのこどもクリニック (内科・小児科)	医療機関の名称 (診療科)	木田眼科クリニック (眼科)
医 師 名	平山 耕嗣	医 師 名	木田 一男
所 在 地	豊中市本町 2-2-3 2F	所 在 地	豊中市服部豊町1-1-11
電 話 番 号	06-6865-7722	電 話 番 号	06-6866-2421
医療機関の名称 (診療科)	渡辺歯科 (歯科)	医療機関の名称 (診療科)	フルヤ耳鼻科 (耳鼻科)
医 師 名	渡辺 雅臣	医 師 名	古谷 博之
所 在 地	豊中市服部本町1-1-22	所 在 地	豊中市庄内東町1-7-10
電 話 番 号	06-6864-2118	電 話 番 号	06-6336-4133
医療機関の名称 (診療科)	日宝堂薬局 (学校薬剤師)		
医 師 名	濱中 力		
所 在 地	豊中市庄内西町 3-6-19		
電 話 番 号	06-6336-1189		

- (6) 登降園の管理は『コドモンアプリケーション』の QR コードで行います。

- ・ 利用者ご自身の携帯(スマートフォン)に、『コドモンアプリケーション』を ダウンロード頂きます。
- ・ 『コドモンアプリケーション』へ登録後、発行される QR コードを利用し、登降園を記録します。

(延長利用・預かり保育利用等、自動計算されます)

(7) その他

感染症予防の拡大防止対策等、国が定める緊急措置の為、保健所等の指示により臨時休園やクラス閉鎖等を行う場合があります。(例)インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症 等。

国や所管行政機関が指定する基準に則り、感染症等拡大防止の緊急対策として、登園自粛の要請や、こども園の利用基準(認定こども園法)に従い、必要な措置を講じる場合があります。

13 非常災害対策について

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

*下記の内容は、携帯アプリ「コドモン」より配信し、お知らせします。

【暴風警報】発令時 (豊中市の基準に準ずる)	《保育中止》 *午前7時時点で発令の場合は休園します。 *登園後に発令された場合は、速やかにお迎え願います。 *午前10時までに解除の場合は開園しますが『弁当』を持参願います。
避難勧告・避難指示 特別警報発令時	《保育中止》 *登園後に発令された場合は、状況を見て、指定場所へ緊急避難しますので、速やかにお迎えをお願いします。 *適用地域内にある場合は、解除されるまで、休園します。
大規模地震警戒 宣言発令時	《保育中止》
避難訓練	月に1度、『火事・地震・津波・Jアラート等』を想定した訓練や、指定場所への避難訓練を行います(職員は消火訓練を行います)

*非常時は、BCPの策定(R6.9策定)に準じ、行動します。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- (2) 事故が起ったときは「事故報告書」、事故が起りそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員で情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。
- (3) 園舎内外に、見守りカメラ常設。

15 賠償責任保険の加入状況

- (1) 当法人は、在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ￥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ￥1,000,000,000/1名・1事故
保育の保険・こども園の保険	賠償責任	(園児団体保険) 不慮の事故(怪我)

- (2) 公的機関の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と災害共済給付契約を結びます。こども園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

注) 特に園内での怪我等の場合、(1)より(2)の保険が優先適用され、治療費等の支払い費用に基づき、後日、治療費分とお見舞金が支払われます。但し、保険点数が500点未満の場合、保険請求ができないため、「保育の保険・こども園の保険」で治療費等の負担軽減を図ります。
2号3号認定の保険の掛け金に関しては、こども園で負担いたします。
1号認定の保険の掛け金(270円)に関しては、保護者6割負担金、160円前後を入園後に納入。

16 虐待防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。
また、各関連機関と連携を図り、園児の健康増進に努めています。

17 個人情報の取り扱いについて

園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、
小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者の同意を得て行います。

18 苦情相談窓口 ※ 要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主 幹	電話 幼保連携型認定こども園 夢の鳥 06-6862-7611
相談・苦情解決責任者	園 長	電話 (同 上)
第三者委員	氏 名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士
	連絡先 daisansya.shibano@gmail.com	
	氏 名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福)甲山福祉センター 専務理事
	連絡先 daisansya.shimokawa@gmail.com	

（別冊）II 安全・安心なこども園生活のために…別冊参照ください。

1. 園生活の基本方針
2. 園生活ときまり
3. 毎日の流れ・園外保育
4. 年間行事計画
5. 服装と持ち物、布団などについて
6. 子育て支援・安全対策・プライバシー
7. 個人情報
8. 給食・食育について
9. 園内でのけが
10. 健康管理
11. 感染症の登園基準
12. 与薬について
13. 災害対策(受け渡し合)
14. 携帯連絡網
15. 駐輪・駐車に関すること
16. 保育料等の費用納入(減免・軽減)
17. 資料集

Yume